

広 報 た な べ

田 辺 町 役 場
 電話田辺271~274
 発行人 京都府田辺町公室
 田辺町選挙管理委員会
 印刷所 奥田印刷 K K

この一票清き田辺の町づくり



はじめて、選挙公報を発行

ことしは第六回目の統一地方選挙をむかえました。

この四月には府議会議員をはじめ町長・町議会議員の選挙があります。いうまでもなく統一選挙は一定の条件で全国的に期日を統一して行うものです。

このように地方選挙を統一するおもな目的は、まず第一に三・四・五月の三か月の間に集中して行われる都道府県や市町村の多くの地方選挙が、それぞれ任意に日を定めて行われ、管理や執行の上で混乱がおこるために、それを避けようとするものです。選挙を統一して同一の期日に行い、国民の地方選挙への関心をたかめ、自治意識の向上をはかることも、その目的のひとつです。そのほか統一選挙は、選挙経費の節約にもなるわけです。

わたくしたちは、いよいよこの統一地方選挙をむかえるにあたり住民が住民自身の手で身のまわりの行政を処理するという地方自治の本旨を認識しましょう。

この地方自治をわたくしたちがよりよいものとするのが民主政治の健全な発展の基盤ともなるわけです。わたくしたち有権者はこんご四年間の地方自治の方向をきめる今回の統一地方選挙の重要な意義を認識し、明るく正しい選挙のものと、代表者を選びたいと思います。

はじめて選挙公報も

町長、町議会議員選挙の投票は四月二十

八日におこなわれます。ところでこんどおこなわれる選挙から「選挙公報」を発行することになりました。ここ数年、町外からの転入者も多くしたがって候補者もわかりにくいのが現状です。また新有権者も増加しているのからこれらの有権者の関心を高めると同時に、ともすれば地域代表というような感じの強かった町議会議員の選出方法をなくし「より広い立場から」「より明朗な選挙」を実現しなければなりません。その意識を高めるのが目的で「候補者の氏名、政見、経歴など」を有権者に知らせるため選挙ごとに一回発行することになったのです。

統一地方選挙とは

町長・町議会議員選挙近づくと投票日は四月二十八日

町長候補の立会演説会

町長選挙候補者については選挙公報のほかに、立会演説会が開かれます。告示から投票まで一週間というほんとうに短い期間に選挙公報の発行、立会演説会の実施という無理なスケジュールになるわけですが、これもより多くの有権者に候補者のもつ政見をしっかりと知ってもらい、より正確な判断のもとに、明るく正しい選挙を行なうため、前進する田辺町の基盤を固めたいとの念願からであります。

この公報は候補者から提出された掲載文を、原文のまま掲載することになっておりますので、掲載文を提出しない候補者は掲載されません。制限字数は五百字以内で定まった用紙により選挙管理委員会へ申請することになっております。今回発行する選挙公報の手順はつぎのようになります。

- 一、事前指導 四月二十日まで
- 一、受 付 四月二十一日から四月二十二日午後五時まで
- 一、掲載順序 四月二十二日午後五時のくじ 三十分

於、田辺町役場

- 一、印 刷 四月二十二日から四月二十四日
- 一、配 付 四月二十七日まで

以上の予定であります。配付などとくにみなさんのご協力をお願いします。

67.4
No. 53

よく聞き・よく知り・よく考えて



永久選挙人名簿のこと

ご存知のように、昨年から選挙人名簿の制度が改正されて、「永久選挙人名簿」がつくられていきます。この名簿は一度登録すれば選挙人が異動しない限り抹消されることはありません。しかし新しく有権者になられた人、他の市町村から田辺町へ転入した人、復権した人などについては、かならず「選挙人名簿登録申出書」を選挙管理委員会へ提出してもらわないと名簿に登録されません。

選挙人名簿は一定の期間を除いていつでも閲覧することができ、とくに異動のあった方はご注意ください。

満二十才になられたときは必ず登録申出書を出してください。

申出書の用紙は住民課にあります。

不在者投票のこと

投票の当日、投票所について投票することが出来ない人については、選挙の告示のあった日から投票日の前日まで不在者投票ができます。この場合はその理由によってそれぞれ証明書を必要としますが、その範囲はつぎのようなことです。

- 一、選挙人が田辺町の区域外において職務または業務に従事中であるとき。
 - 二、選挙人がやむを得ない用務または事故のため田辺町外に旅行中あるいは滞在中であるとき。
 - 三、選挙人が疾病、負傷、妊娠、老衰、不具もしくは産褥のため歩行が著しく困難であるとき、または監獄、少年院、婦人補導院に収容中であるとき。
 - 四、交通至難の島などで職務または業務に従事中であるとき。
- 以上のような事由があげられるわけですが、それぞれについてくわしいことは選挙管理委員会へおたずねください。

明るく正しい選挙の話し合い

町内五カ所で

ことしも町選挙管理委員会と町明るく正しい選挙推進協議会では三月二十二日から三十一日まで、町内の南山東・草内・松井・天王・田辺の五カ所をまわりました。町広報映画や明るく正しい選挙推進映画鑑賞のあと、わたくしたち有権者の心がまえや、候補者を選ぶ具体策についてなど、話し合いしました。

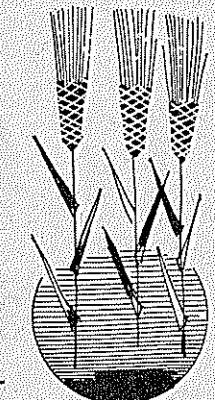
五カ所を通じてもっとも多く話題になったのは「議員は部落代表ではない。町全体の代表である。明るく正しい選挙は有権者より候補者やその運動員が自覚してほしい。いままて町議会のうごきはわからなかった。私たちは選挙後も町長や議員を見守り監視をつけよう」など、身近かな選挙だけに関心がたかまっています。

町選管に大臣表彰

さきの総選挙で選挙事務の管理や執行がすぐれ、明るく正しい選挙推進にも活動した本町の選挙管理委員会が自治大臣から表彰されました。

明るく正しい選挙をしよう

◇きれいな選挙をしよう



金が多かかると選挙は政治を悪くします。地方選挙の場合も決して例外ではありません。悪い選挙で損をするのはその自治体住民です。また地方自治は民主政治の母だといわれています。その選挙がよくならないければ国の選挙もよくなるはずはありません。地方選挙は身近かであるだけに、候補者をよく知っているし、その主張もよくわかりますので、お互いが見守ってゆけば、きれいな選挙をおこないやすいといえます。

◇情実や因縁のきずなをたとう

地方選挙では情実や因縁が巾をきかせます。投票の秘密は法律で確保されています。勇敢に情実因縁をたつて自分の信ずる立派な人を選ぶように呼びかけましょう。

◇選挙後も見守ろう

選挙後も党や人を見守り、住民の集いなどには議員を招き、いろいろな問題を討議しよう。地方選挙は身辺かであるだけに、このようなことをおこない易いし、効果も大きいと思います。工夫してぜひ実行したいものです。また選挙後もこれにかかり合いのある酒や金品の追放を続けて実行しよう。

反対によい人が得られず、いたずらに対立抗争に明け暮れしたり利権漁りに血眼になったり、悪いこともしないが、よいこともできないという代表では、地方自治の内容の充実どころか、逆に税金のむだなどによい民に損害

（明るく正しい選挙全国推進協議会の要望から）